

地方消費者行政の充実について

平素は町行政に、とりわけ消費者行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私たちの日常生活の中では、悪徳商法など、消費者にかかわる問題が絶えず起こっており、内容は日々巧妙化しています。

昨今では、インターネットを通じた消費が増加傾向にあり、それに伴うトラブル等も増えております。

湯浅町では、消費者行政強化交付金を活用して、平成23年度から専門相談員による消費生活相談窓口を開設しており、毎週1回消費生活相談を受け付けることで、相談体制を強化しています。

また令和8年度からは、湯浅町総合センターを相談窓口の開設場所に追加し、町民の方がより相談に来ていただきやすい環境の整備を行っています。

さらに、警察署などの関係機関とも連携しつつ、町民が安心して暮らせるまちづくりに努めております。

今後も、町民の皆様が安心して暮らせるよう、情報の提供、相談窓口の周知等に取り組んでまいりますとともに、消費者行政強化交付金の活用期間後においても消費者行政の推進に取り組む所存です。

町民の皆様におかれましても、消費者行政に更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月11日

湯浅町長 上山 章善